

2016 年 2 月

プロ向けファンドに関する規制強化

弁護士 森下 国彦 / 同 永井 和明 / 同 宮本 甲一

本ニュースレターは、平成 28 年 3 月 1 日より施行される、いわゆるプロ向けファンド(適格機関投資家等特例業務を行うファンド)に関する金融商品取引法の一部を改正する法律(関連する政令・内閣府令を含む。)について解説するものである。

I. 改正の経緯

いわゆるプロ向けファンド(適格機関投資家等特例業務を行うファンド)に関する規制は金融商品取引法の制定時に導入されたものである。同規制においては、一般投資家を対象にファンドの販売・勧誘および運用を行う業者については登録制(第二種金融商品取引業・投資運用業)とする一方、金融イノベーションを阻害するような過剰規制とならないようにとの配慮の下、プロおよびプロ以外の少数の一般投資家を対象とする業者については届出制とし、適格機関投資家等特例業務(「特例業務」)として簡易な規制の下行うことができるものとされた。

しかしながら、近時、プロ向けファンドの制度を利用しつつも、その本来の制度趣旨を逸脱し、実際には個人投資家を含む一般投資家に販売することを目的としたファンドによる投資被害が増加している事実が問題視されるようになった。これを受け、平成 26 年 4 月、特例業務に係る投資家要件の厳格化を求める証券取引等監視委員会の建議および消費者委員会の提言がなされ、同年 5 月 14 日、特例業務に係る投資家要件を見直す政令・内閣府令案が公表された。これに対し、独立系ベンチャーキャピタル有志等から、新たなファンドの組成が困難になるなどの反対意見が出され、同年 8 月 1 日に施行が予定されていた上記政令・内閣府令の施行は見送られることとなった。

上記経緯を踏まえ、平成 26 年 9 月、金融担当大臣は、プロ向けファンドをめぐる制度のあり方などの課題の検討について諮問を行い、当該諮問を受け、金融審議会は、「投資運用等に関するワーキング・グループ」を設置した。同ワーキング・グループにおける計 6 回にわたる審議の末、平成 27 年 1 月 28 日付で「投資運用等に関するワーキング・グループ報告～投資家の保護及び成長資金の円滑な供給を確保するためのプロ向けファンドをめぐる制度のあり方～」が公表された¹。

¹ http://www.fsa.go.jp/singi/singi_kinyu/tosin/20150128-1/01.pdf

その後、平成 27 年 3 月 24 日、第 189 回国会に「金融商品取引法の一部を改正する法律案」が提出され、同年 5 月 27 日成立(同年 6 月 3 日公布)、翌平成 28 年 2 月 3 日、関連する政令・内閣府令が公表された²(「本改正」)。本改正は、いわゆるプロ向けファンドをめぐる制度の総合的な見直しを図ったものである。施行日は平成 28 年 3 月 1 日である。

Ⅱ. 改正の概要³

1. 特例業務の要件等の厳格化・情報開示の拡充

(1) 特例業務を行うファンドに投資することができる「適格機関投資家以外の投資家」要件の厳格化

- ✓ 既存の特例業務届出者については、施行日前に取得の申込みの勧誘を開始した権利に係る特例業務が終了するまでの間は、引き続き従前の投資家構成で特例業務(自己運用)を行うことができるが、施行日以降に新規または追加で取得の申込みの勧誘を開始する場合には、改正法の下での投資家要件を充足することを要する。
- ✓ 改正法適用下で、ベンチャー・ファンド特例においてのみ認められる特例業務対象投資家が存在する場合には、ベンチャー・ファンド特例の利用可能性につき検討を要する。

(2) 特例業務が認められない場合の新設

- ✓ 適格機関投資家の全てが投資事業有限責任組合である場合や、投資家にファンド資産運用等業者の密接関係者等が含まれる場合は「特例業務が認められない場合」に該当しないか留意を要する。
- ✓ 既存の特例業務届出者については、施行日前に取得の申込みの勧誘を開始した権利に係る特例業務が終了するまでの間は、引き続き従前の投資家構成で特例業務(自己運用)を行うことができるが、施行日以降に新規または追加で取得の申込みの勧誘を開始する場合には、改正法の下で「特例業務が認められない場合」に該当しないよう留意を要する。

(3) 特例業務の拒否要件・欠格事由の新設

- ✓ 外国の業者については国内における代表者もしくは代理人の選任が必要である。

(4) 届出書記載事項の拡充・公表

- ✓ 既存の特例業務届出者については、施行日から 6 か月以内(平成 28 年 8 月 31 日まで)に、改正法の下での新たな届出書の様式に従い届出を行い、公衆縦覧等を行う必要がある。
- ✓ 特に、国内拠点を有しない外国の業者については、ウェブサイトによる公表等を検討する必要がある。

(5) 添付書類の拡充

- ✓ 既存の特例業務届出者については、施行日から 6 か月以内(平成 28 年 8 月 31 日まで)に、上記(4)

² (法律)<http://www.fsa.go.jp/common/diet/>

(政令・内閣府令)<http://www.fsa.go.jp/news/27/20160203-1.html>

³ 本ニュースレターにおいて、以下の用語はそれぞれ以下の意味を有する(特に「現行」と断らない場合は、改正附則を含め、改正後の法令を意味する。)

「法」: 金融商品取引法

「令」: 金融商品取引法施行令

「業等府令」: 金融商品取引業等に関する内閣府令

の届出書に本(5)の新たな添付書類を添付して提出する必要がある。

(6) 法定書類の作成等の義務の新設

- ✓ 帳簿書類の整備については経過措置がないため、施行日以降、既存の特例業務届出者も含め整備を行う必要がある。なお、事業報告書・説明書類については、施行日以後に開始する事業年度に係るものについて作成、提出、公表等を行う必要がある。
- ✓ 説明書類の公衆縦覧等について、特に、国内拠点を有しない外国の業者については、ウェブサイトによる公表等を検討する必要がある。

(7) 一定の重要事項に関する届出事由の拡大

- ✓ 当該届出については経過措置が設けられていないため、改正法施行後に届出事由が発生した場合には、遅滞なく当局に届け出る必要があることに留意を要する。

2. 特例業務届出者に対する行為規制の拡充

- ✓ 施行日後直ちに適用されることに留意する必要がある。

3. エンフォースメントの強化

- (1) 行政処分・報告徴求・検査
- (2) 緊急停止命令の対象の拡大
- (3) 刑事罰の強化

4. その他

改正法施行(平成 28 年 3 月 1 日)後は、既存の特例業務届出者を含め、事務負担が増大することが見込まれるため、事実上の廃業状態にある特例業務届出者については、遅くとも経過措置期間内(平成 28 年 8 月 31 日まで)に、廃止届出の提出を検討する必要がある。

Ⅲ. 改正の内容⁴

1. 特例業務の要件等の厳格化・情報開示の拡充

- (1) 特例業務を行うファンドに投資することができる「適格機関投資家以外の投資家」要件の厳格化

① 特例業務対象投資家の範囲

現行法上、特例業務を行うファンドの投資家は、1 名以上の適格機関投資家および 49 名以下の「適格機関投資家以外の投資家」でなければならないものとされているが⁵、「適格機関投資家以外の投資家」については特段の要件が設けられていない^{6 7}。

⁴ 本ニュースレターでは、主に金融商品取引業者等に該当しない特例業務届出者について記載しているが、金融商品取引業者等が特例業務を行う場合についても同様の改正が行われている(法第63条の3)。

⁵ 現行法第63条第1項・現行令第17条の12第2項

⁶ 現行令第17条の12第1項

本改正後は、「適格機関投資家以外の投資家」は、投資判断能力を有する一定の投資家およびファンド業者と密接に関連する者(以下「特例業務対象投資家」という。)に限定される。特例業務対象投資家の範囲は以下のとおりである⁸。

- 1 国
- 2 日本銀行
- 3 地方公共団体
- 4 金融商品取引業者等
- 5 ファンド資産運用等業者⁹
- 6 当該ファンド資産運用等業者の役員または使用人
- 7 当該ファンド資産運用業者等の親会社等、子会社等または親会社等の子会社等
- 8 当該ファンド資産運用業者等のファンド資産の運用権限の全部または一部の委託を受けた者(再委託を受けた者も含む。¹⁰)
- 9 当該ファンド資産運用業者等と投資顧問契約を締結している者または当該者との間で投資顧問契約を締結している者(サブ・アドバイザー)
- 10 上記 7～9 の役員または使用人
- 11 ファンド資産運用等業者(個人)および上記 6、8～10 の親族
- 12 上場会社
- 13 資本金の額が 5000 万円以上の法人
- 14 純資産の額が 5000 万円以上の法人
- 15 特殊法人および独立行政法人
- 16 特定目的会社
- 17 投資性金融資産を 100 億円以上保有すると見込まれる企業年金基金
- 18 外国法人
- 19 投資性金融資産を 1 億円以上保有すると見込まれ、かつ、証券口座開設後 1 年を経過している個人
- 20 業務執行組合員等として投資性金融資産を 1 億円以上保有すると見込まれる個人
- 21 地域の振興または産業の振興に関する公益目的事業を営む一定の公益社団法人または公益財団法人
- 22 投資性金融資産を 100 億円以上保有すると見込まれる一定の存続厚生年金基金
- 23 投資性金融資産を 100 億円以上保有すると見込まれる外国の企業年金基金または存続厚生年金基金に相当する者
- 24 投資性金融資産を 1 億円以上有すると見込まれる法人
- 25 業務執行組合員等として投資性金融資産を 1 億円以上有すると見込まれる法人
- 26 上記 4(法人のみ)、12～14 の子会社等または関連会社等
- 27 一定の資産管理会社((i)資産の帳簿価額の総額の 70%以上が、(a)特定資産の帳簿価額、および(b)5 年間の当該資産管理会社の代表者および当該代表者の同族関係者に対して支払われた剰余金の配当等および給与のうち法人税法上当該資産管理会社の所得の金額の計算上損金の額に算入され

⁷ ただし、一定のSPC、匿名組合営業者等の不適格投資家であってはならない(現行業等府令第235条)。

⁸ 令第17条の12第1項、業等府令第233条の2

⁹ 特例業務の届出を行った者(「特例業務届出者」)または金融商品取引業から除外される例外規定(令第1条の8の6第1項)に基づき自己私募または自己運用を行う者が該当すると考えられる。

¹⁰ 平成28年2月3日付金融庁「コメントの概要及びコメントに対する金融庁の考え方」(<http://www.fsa.go.jp/news/27/20160203-1/00.pdf>)(「バブコメ回答」)10頁38番

ないこととなるものの金額の合計額であると見込まれる会社で、かつ、(ii)代表者のためにその資産を保有・運用するもの)

- 28 外国ファンド持分の発行者(出資者が適格機関投資家、ファンド持分の発行者または特例業務対象投資家である場合に限る。)
- 29 総収入金額に占める特定資産の運用収入の合計額の割合が75%以上であると見込まれる会社(上記21～28に該当する者のためにその資産を保有・運用するもの)

なお、投資家要件については、ファンド持分の取得勧誘時において充足している必要があり、ファンド運用開始後に当該要件を満たさなくなった場合であっても引き続き運用を行うことができるとされている¹¹。

② ベンチャー・ファンド特例

✓ 特例業務対象投資家の範囲の拡大

ファンドがベンチャー・ファンドの要件(下記参照)を充足する場合には、次に掲げる者も特例業務対象投資家として認められる¹²(「ベンチャー・ファンド特例」)。

- 30 上場会社の役員
- 31 資本金の額または純資産の額が5000万円以上の法人で、有価証券報告書を提出しているものの役員
- 32 上記25の要件に該当する法人の役員
- 33 5年以内に上記30～32の要件のいずれかに該当していた者
- 34 5年以内に上記33または本34に該当する者として、当該ファンド持分と同一の発行者が発行するファンド持分を取得した者
- 35 5年以内に上記25の要件に該当する法人であった者
- 36 会社の役員、従業者¹³、コンサルタント等として、会社の設立、株式・新株予約権の募集、新事業活動の実施、M&A、発行株式の金融商品取引所への上場、経営戦略の作成、貸借対照表もしくは損益計算書の作成または株主総会もしくは取締役会の運営に関する業務に、1年以上従事した者で、当該業務に最後に従事した日から5年以内の者
- 37 5年以内に提出された有価証券届出書(上場しようとする会社が提出するもの)の上位50位までの株主として記載されている者
- 38 5年以内に提出された37以外の有価証券届出書または有価証券報告書の上記10位までの株主として記載されている者
- 39 認定経営革新等支援機関
- 40 上記30～39(35を除く。)のいずれかに該当する個人が総株主等の議決権の50%超を保有する会社等、当該会社等の子会社等および関連会社等
- 41 上記30～39(35を除く。)のいずれかに該当する個人が総株主等の議決権の20%以上50%以下を保有する会社等
- 42 上記30～39のいずれかに該当する会社等の子会社等または関連会社等

¹¹ パブコメ回答1頁1～3番等

¹² 令第17条の12第2項・業等府令第233条の3

¹³ 特に専門的な能力であって当該業務の継続の上で欠くことができないものを発揮して当該業務に従事した者に限る。

✓ ベンチャー・ファンドの要件

ベンチャー・ファンド特例の対象となるベンチャー・ファンドとは、以下の要件を満たすものである¹⁴。

(i) ファンド事業が次に掲げるものであること

- (a) 出資金額から現預金を控除した額の80%超を非上場株券・新株予約権(外国の発行者に係るものを含む。)に対する投資を行うものであること
- (b) 原則として、資金の借入れまたは債務の保証を行わないこと
例外: 以下の金額の合計額が出資金額の15%を超えない場合
 - ・ 弁済期限が120日を超えない資金の借入れの額
 - ・ 保証期間が120日を超えない債務の保証の額
 - ・ ファンド投資に係る非上場株券・新株予約権(外国の発行者に係るものを含む。)の発行者の債務の保証を行う場合の保証の額

(ii) やむを得ない場合を除き、出資者の請求により払戻しを受けることができないこと

(iii) ファンド契約において、業等府令第239条の2第1項に掲げる事項が定められていること

(iv) ファンド契約の締結までに、出資者に対し、(i)～(iii)に掲げる要件に該当する旨を記載した書面を交付すること

✓ 契約書写しの提出義務

ベンチャー・ファンド特例を利用する特例業務は、「投資者の保護を図ることが特に必要なもの」とされており、業等府令第239条の2第1項に掲げる事項をファンド契約に定め、特例業務の届出後、届出日から3か月以内¹⁵(1回に限り3か月間延長可)に、当該契約書の写しを当局に提出する必要がある¹⁶。上記期間内に契約を締結することができないときはその旨を当該期間経過後遅滞なく届け出る必要がある¹⁷。

さらに、当該契約につき業等府令第239条の2第1項に掲げる事項に変更があった場合には、変更の内容、変更年月日および変更の理由を記載した書面を添付して、当該変更後遅滞なく、当該変更に係る契約書の写しを当局に提出することを要する¹⁸。

当該契約書の言語が英語の場合には訳文の添付は不要だが、英語以外の外国語で記載されている場合には日本語または英語の訳文の添付を要する¹⁹。

¹⁴ 令第17条の12第2項・業等府令第233条の4

¹⁵ ベンチャー・ファンド特例の利用に係る変更届出を行った場合は、変更届出後、当該変更があった日から3か月以内

¹⁶ 法第63条第9項・令第17条の13の2・業等府令第239条の2第1項から第5項

¹⁷ 法第63条第9項・業等府令第239条の2第6項

¹⁸ 法第63条第10項・業等府令第239条の2第7項

¹⁹ 法第63条第10項・業等府令第239条の2第8項

✓ ファンド間売買の要件の緩和

ベンチャー・ファンド特例を利用する場合、次のとおり、ファンド間売買の要件が緩和されている。

ベンチャー・ファンド特例を利用しない場合、ファンド間売買については、個別の取引ごとに双方の運用財産の投資家全員に取引説明をした上で、原則として投資家全員（一定の条件を満たす場合、3/4 以上）の同意が必要であるところ²⁰、ベンチャー・ファンド特例を利用する場合には、個別の取引ごとに双方の運用財産の投資家全員に取引説明をした上で、2/3 以上の投資家の同意が要件とされている²¹。

また、ベンチャー・ファンド特例を利用しない場合、ファンド間売買は、市場取引または前日の公表された最終の価額に基づき算出した価額もしくはこれに準ずるものとして合理的な方法により算出した価額により行う取引であることを要するが、ベンチャー・ファンド特例を利用する場合には、市場における有価証券売買またはデリバティブ取引等（「対象有価証券売買取引等」）および不動産信託受益権に係る売買以外の取引（市場価格が存在しないものを想定）については、上記価額による取引であることは要件とされており²²、取引説明において、当該取引に係る価額の算出方法について説明を行うことが要件とされている²³。

実務上の留意点

施行日以降については、改正法の下での投資家要件を充足するかにつき留意する必要がある。また、既存の特例業務届出者については、施行日に特例業務の届出に基づき特例業務（自己運用）を行っていれば、施行日前に取得の申込みの勧誘を開始した権利に係る特例業務が終了するまでの間は、引き続き従前の投資家構成で特例業務（自己運用）を行うことができるものとされている²⁴。ただし、施行日以降に新規または追加で取得の申込みの勧誘を開始する場合²⁴には、改正法の下での投資家要件を充足することを要する。

また、改正法適用下で、ベンチャー・ファンド特例においてのみ認められる特例業務対象投資家が存在する場合には、ベンチャー・ファンド特例の利用可能性につき検討を要する。

(2) 特例業務が認められない場合の新設

「投資者の保護に支障を生ずるおそれがある場合」には、特例業務が認められない²⁵。具体的には、以下のいずれかの事由が「投資者の保護に支障を生ずるおそれがある場合」として定められている²⁶。

① 適格機関投資家の全てが投資事業有限責任組合（ただし、運用財産の総額から借入金の額を控除した

²⁰ 法第42条の2第2号・業等府令第129条第1項第2号

²¹ 法第42条の2第2号・業等府令第129条第1項第3号イ、第4号イ

²² 法第42条の2第2号・業等府令第129条第1項第4号ロ

²³ 法附則第2条第1項

²⁴ 出資履行義務を負う場合のキャピタル・コールは、新規または追加で取得の申込身をする場合に該当しない（パプコメ回答3頁以下13、14番）。以下同じ。

²⁵ 法第63条第1項

²⁶ 業等府令第234条の2

金額が5億円以上あると見込まれるものは除外される。)であること

- ② 出資総額に占める、ファンド資産運用等業者の密接関係者およびベンチャー・ファンド特例においてのみ認められる特例業務対象投資家²⁷(「密接関係者等」)の出資総額の割合が1/2以上であること

上記要件は、上記(1)の投資家要件と異なり、特例業務の継続中満たし続ける必要があると考えられる²⁸。

実務上の留意点

施行日以降については、上記の場合に該当しないよう留意を要する。また、既存の特例業務届出者については、施行日に特例業務の届出に基づき特例業務(自己運用)を行っていれば、施行日前に取得の申込みの勧誘を開始した権利に係る特例業務が終了するまでの間は、引き続き従前どおり特例業務(自己運用)を行うことができるものとされている²⁹。ただし、施行日以降に新規または追加で取得の申込みの勧誘を開始する場合には、改正法の下で、上記の場合に該当しないよう留意を要する。

(3) 特例業務についての拒否要件・欠格事由の新設

金融商品取引業の登録手続と同様、一定の拒否要件・欠格事由に該当する者は特例業務を行ってはならないものとされた³⁰。人的要件のほか、特に外国法人および外国に住所を有する個人については、国内における代表者または代理人を定めていないこと、主たる営業所もしくは事務所または特例業務を行う営業所もしくは事務所の所在国につき、いわゆる相互保証のないこと³¹が拒否事由とされている。

実務上の留意点

施行日以降については、改正法の下での拒否要件・欠格事由に該当しないよう留意を要する。また、既存の特例業務届出者については、刑事罰・行政処分歴等に関する欠格事由(暴力団員等関するものは除く。)については施行日から5年、国内における代表者もしくは代理人を定めていないことについては施行日から6か月の経過措置が定められており、経過措置期間中に拒否要件・欠格事由に該当しないよう手当てする必要がある³²。ただし、施行日以降に新規または追加で取得の申込みの勧誘を開始する場合には、改正法の下での拒否要件・欠格事由に該当しないよう留意を要する。

特に、外国の業者については国内における代表者または代理人を定めることが必要であることに留意する必要がある。国内における代表者または代理人については、行政庁との窓口対応を行うことが想定されており、国内に住所を有する必要があるが、必ずしも特例業務届出者の役職員である必要はなく、外部の代理人(弁

²⁷ 具体的には、特例業務対象投資家のうち上記7から11、30から42に該当する者。ただし、当該者が、適格機関投資家、特例業務対象投資家のうち上記1から5、12から29に該当する者またはファンド資産運用等業者の役員、使用人および親会社等である場合には、除外される。

²⁸ パプコメ回答40頁以下134～145番、47頁以下162番

²⁹ 法附則第2条第1項

³⁰ 法第63条第7項

³¹ IOSCO Multilateral MOUに規制当局が加入していれば相互保証に関する拒否事由に該当しないとされている(パプコメ回答96頁以下352～354番)

³² 法附則第5条

護士・公認会計士等)を国内における代表者または代理人と定めることも可能とされている³³。

(4) 届出書記載事項の拡充・公表

特例業務を行うために提出する届出書に記載すべき事項が拡大された³⁴。改正後の届出書の記載事項は以下のとおりである(改正部分には下線)。

- | | |
|----|---|
| 1 | 商号・名称・氏名 |
| 2 | 資本金の額・出資の総額 |
| 3 | 役員の氏名・名称 |
| 4 | 重要な使用人の氏名 |
| 5 | 業務の種別 |
| 6 | 主たる営業所・事務所の名称、所在地 |
| 7 | <u>特例業務を行う営業所・事務所の名称、所在地</u> |
| 8 | 他に行っている事業の種類 |
| 9 | <u>主たる営業所・事務所および特例業務を行う営業所・事務所の電話番号、届出者のホームページアドレス</u> |
| 10 | <u>ファンドの名称、種別</u> |
| 11 | <u>ファンド事業の内容</u> |
| 12 | <u>適格機関投資家の商号・名称・氏名、種別、数</u> |
| 13 | <u>適格機関投資家以外の者を相手方としてファンドの私募を行う場合または当該者が出資する場合には、その旨</u> |
| 14 | <u>ベンチャー・ファンド特例においてのみ認められる特例業務対象投資家を相手方としてファンドの私募を行う場合または当該特例業務対象投資家が出資する場合には、その旨</u> |
| 15 | <u>14の場合には、ファンド事業の財務諸表等について監査を行う公認会計士・監査法人の氏名・名称</u> |
| 16 | <u>外国法人の場合、国内における代表者の所在地・住所、電話番号</u> |
| 17 | <u>外国に住所を有する個人の場合、国内における代理人の氏名・商号・名称、所在地・住所、電話番号</u> |

届出書は現行法下と同様、英語で作成することができる³⁵。

また、届出書記載事項のうち一定の記載事項(届出書記載事項のうち、適格機関投資家の商号・名称・氏名、国内における代表者の所在地・住所、電話番号、国内における代理人の氏名・商号・名称、所在地・住所、電話番号を除く。)は当局に備え置いて公衆縦覧に供し、またはインターネット等により公表されることとされた³⁶。

さらに、特例業務届出者自身も、主たる営業所もしくは事業所および特例業務を行う全ての営業所もしくは事務所に当該事項を記載した書面を主たる営業所・事務所および特例業務を行う全ての営業所・事務所に備え置いて公衆縦覧に供するか、インターネット等で公表することが求められている³⁷。当該書面は英語で作成す

³³ パブコメ回答90頁以下324～348番

³⁴ 法第63条第2項第7号、第9号・業等府令第238条

³⁵ 業等府令第236条第2項

³⁶ 法第63条第5項・業等府令第238条の4

³⁷ 法第63条第6項・業等府令第238条の5第1項、第2項

ることができる³⁸。

実務上の留意点

施行日以降については、改正法の下での新たな届出書の様式に従い届出を行い、公衆縦覧等を行う必要がある。また、既存の特例業務届出者については、施行日から6か月以内(2016年8月31日まで)に、改正法の下での新たな届出書の様式に従い届出を行い、公衆縦覧等を行う必要がある^{39 40}。また、既存の特例業務届出者が新たな届出書の様式に従った届出を行うまでに変更事項が生じた場合は、現行の様式で変更届出を行うことができる⁴¹。

なお、海外の営業所等や国内における代表者の所在地における備え置きでは、投資者が常に容易に閲覧できるとはいえず、公衆縦覧等として認められないとされているため⁴²、国内拠点を有しない特例業務届出業者については、ウェブサイトによる公表等の方法を検討する必要がある。

(5) 添付書類の拡充

現行法上、法人である特例業務届出者について、届出の添付書類として登記事項証明書が必要とされていたが⁴³、改正後の添付書類(届出者が法人の場合)は以下のとおりである⁴⁴。

- 1 拒否要件・欠格事由に該当しないことの届出者の誓約書、定款、登記事項証明
- 2 役員および重要な使用人の履歴書
- 3 役員および重要な使用人の住民票の抄本
- 4 役員および重要な使用人が婚姻前の氏名を記載した場合、婚姻前の氏名を証する書面
- 5 役員および重要な使用人の身分証明書、登記されていないことの証明書
- 6 役員および重要な使用人の拒否要件・欠格事由および暴力団員等に該当しないことの誓約書
- 7 適格機関投資家の全てが投資事業有限責任組合の場合、①投資事業有限責任組合の運用財産総額、②当該適格機関投資家の借入金の額、を証する書面
- 8 ①ファンドの投資家が出資する金銭等の総額、②ファンドの投資家のうち、ファンド資産運用等業者の密接関係者等が出資する金銭等の額、を証する書面

添付書類は英語で記載することができる⁴⁵。

³⁸ 業等府令第238条の5第3項

³⁹ 法附則第3条第1項

⁴⁰ 届出事項を記載した書面の不提出または当該書面の虚偽記載については罰則(両罰規定を含む。)が定められている(法附則第8条)。

⁴¹ 業等府令附則第6条

⁴² パプコメ回答84頁306番、85頁以下308～312番

⁴³ 現行法第63条第2項・現行業等府令第236条第3項

⁴⁴ 法第63条第3項、業等府令第238条の2第1項

⁴⁵ 業等府令第238条の2第2項

実務上の留意点

施行日以降については、改正法の下での添付書類を添付して届出を行う必要がある。また、既存の特例業務届出者については、施行日から6か月以内(2016年8月31日まで)に、上記(4)の届出書に本(5)の新たな添付書類を添付して提出する必要がある^{46 47}。

(6) 法定書類の作成等の義務の新設

特例業務届出者についても、帳簿書類の作成および一定期間の保存が必要となった⁴⁸。帳簿書類は英語で記載することができる⁴⁹。

また、特例業務届出者は、事業年度ごとに事業報告書を作成し、毎事業年度経過後3か月以内に当局へ提出する必要がある⁵⁰。事業報告書は英語で記載することができる⁵¹。

さらに、特例業務届出者は、事業年度ごとに説明書類を作成し、毎事業年度経過後4か月を経過した日から1年間、主たる営業所・事務所および特例業務を行う全ての営業所・事務所に備え置く方法等による公衆縦覧またはインターネット等による公表をする必要がある⁵²。説明書類は英語で記載することができる⁵³。

実務上の留意点

帳簿書類の整備については経過措置がないため⁵⁴、施行日以降、既存の特例業務届出者も含め整備を行う必要がある。なお、事業報告書・説明書類については、施行日以後に開始する事業年度に係るものについて作成、提出、公表等を行う必要がある⁵⁵。

なお、説明書類の公衆縦覧等について、海外の営業所等や国内における代表者の所在地における備え置きでは、投資者が常に容易に閲覧できるとはいえず、公衆縦覧等として認められないとされているため⁵⁶、国内拠点を有しない特例業務届出業者については、ウェブサイトによる公表等の方法を検討する必要がある。

(7) 一定の重要事項に関する届出事由の拡大

現行法では、特例業務の休止、再開および廃止等が届出事由とされていたが、拒否要件・欠格事由、定款変

⁴⁶ 法附則第3条第2項、第3項

⁴⁷ 添付書類の虚偽記載については罰則(両罰規定を含む。)が定められている(法附則第8条)。

⁴⁸ 法第63条の4第1項・業等府令第246条の2

⁴⁹ 業等府令第246条の2第2項

⁵⁰ 法第63条の4第2項・業等府令第246条の3

⁵¹ 業等府令第246条の3第2項

⁵² 法第63条の4第3項・業等府令第246条の5

⁵³ 業等府令第246条の5第2項

⁵⁴ 法附則第2条第2項

⁵⁵ 法附則第6条

⁵⁶ パブコメ回答84頁306番、85頁308～312番

更、事故等、訴訟等、外国における不利益処分といった届出事由が追加されている⁵⁷。

当該届出については経過措置が設けられていないため⁵⁸、改正法施行後に届出事由が発生した場合には、遅滞なく当局に届け出る必要があることに留意を要する。

2. 特例業務届出者に対する行為規制の拡充

現行法では、特例業務届出者は、虚偽告知の禁止(法第38条第1号)または損失補てん(法第39条)のみが禁止行為とされていたが、改正法においては、より広く以下の行為規制に服するものとされた⁵⁹。

- ・ 誠実義務(法第36条第1項)
- ・ 名義貸しの禁止(法第36条の3)
- ・ 広告等の規制(法第37条)
- ・ 契約締結前の書面の交付(法第37条の3)
- ・ 契約締結時等の書面の交付(法第37条の4)
- ・ 虚偽告知の禁止(法第38条第1号)
- ・ 断定的判断の提供禁止等(法第38条第2号)
- ・ 内閣府令事項(法第38条第8号)
- ・ 損失補てん等の禁止(法第39条)
- ・ 適合性の原則等(法第40条)
- ・ 分別管理が確保されていない場合の売買等の禁止(法第40条の3)
- ・ 金銭の流用が行われている場合の募集等の禁止(法第40条の3の2)
- ・ 忠実義務・善管注意義務(法第42条)
- ・ 投資運用に係る禁止行為(法第42条の2)
- ・ 分別管理(法第42条の4)
- ・ 運用報告書の交付(法第42条の7)

ただし、金融商品取引業者と同様、特定投資家制度⁶⁰の適用があり、特定投資家である顧客に対しては一定の行為規制が免除される(法第45条)。運用報告書については法第45条の適用はないが、特例業務の契約の相手方が特定投資家の場合は、交付義務が免除されている⁶¹。

実務上の留意点

行為規制の拡充については経過措置が設けられていないため⁶²、施行日後直ちに適用されることに留意する必要がある。また、特定投資家であって、特定投資家以外の顧客として取り扱うよう申出ることができる者(アマ成り可能なプロ)については、当該申出を承諾するまでの間は、引き続き当該顧客を特定投資家として取り扱うことができると

⁵⁷ 法第63条の2第3項第3号・業等府令241条の2

⁵⁸ 法附則第2条第2項

⁵⁹ 法第63条第11項

⁶⁰ 法第34条から第34条の5まで

⁶¹ 業等府令第134条第5項第4号

⁶² 法附則第2条第2項

されている⁶³。

3. エンフォースメントの強化

(1) 行政処分・報告徴求・検査

現行法上、特例業務届出者は行政処分の対象とならないが、改正法においては、特例業務届出者も行政処分(業務改善命令、業務停止命令、業務廃止命令)の対象となった⁶⁴。

また、公益または投資者保護のために必要かつ適当と認めるときは、特例業務届出者の業務につき報告徴求・検査を行うことができるものとされた⁶⁵。

現行法上も特例業務届出者に対する報告徴求・検査は可能であったが、現行法上の報告徴求・検査は、主に特例業務の届出事項に関する確認を想定した制度であると考えられる(「届出に関し参考となるべき」、「届出に関し必要なもの」⁶⁶)。改正法においては、特例業務届出者がより広い行為規制に服し、行政処分の対象ともなることから、金融商品取引業者等に対する報告徴求・検査と同様、「公益または投資者保護のために必要かつ適当と認めるとき」に、「特例業務届出者の業務に関し」て検査を行うことができるようにしたものと考えられる。

また、現行法では、自己運用について届出を行っている特例業務届出者についてのみ検査の対象とされているが、改正法では自己募集についてのみ届出を行っており、自己運用について届出を行っていない特例業務届出者も検査の対象とされた⁶⁷。

(2) 緊急停止命令の対象の拡大

現行法上、裁判所は、緊急の必要があり、かつ、公益および投資者保護のため必要かつ適当であると認めるときは、当局の申立てにより、金商法または金商法に基づく命令に違反する行為を行い、または行おうとする者に対し、その行為の禁止または停止を命ずる緊急停止命令を発出することができる⁶⁸。

改正法では、上記に加え、集団投資スキーム持分等⁶⁹に関して出資され、または拠出された金銭等を充てて行われる事業に係る業務執行が著しく適性を欠き、かつ、現に投資者の利益が著しく害されており、または害されることが明白である場合において、投資者の損害の拡大を防止する緊急の必要があるときに、これらのファンドの私募等(運用は対象とされていない。)の禁止または停止を命じることができるものとされた⁷⁰。緊急停止命令の要件が法令違反等の場合に限られなくなる点に実務的な意義があるものと考えられる。

⁶³ パブコメ回答136頁495番

⁶⁴ 法第63条の5

⁶⁵ 法第63条の6

⁶⁶ 現行法第63条第7項、第8項

⁶⁷ 法第63条の6

⁶⁸ 現行法第192条

⁶⁹ 法第2条第2項第5号、第6号および第7号(同項第5号または第6号に掲げる権利と同様の経済的性質を有するものとして政令で定める権利に限る。)

⁷⁰ 法第192条第1項第2号

(3) 刑事罰の強化

現行法では特例業務の届出をせず、もしくは虚偽の届出をした者は、1年以下の懲役もしくは300万円以下の罰金またはこれらの併科であったが⁷¹、改正法では添付書類の虚偽記載も対象に加えられ、5年以下の懲役もしくは500万円以下の罰金に引き上げられている⁷²。このほか、特例業務に関する刑事罰が強化されている^{73 74}。

4. その他

上記のとおり、改正法施行後は、既存の特例業務届出者も含め、新たな様式での届出書の提出・公表および法定帳簿、事業報告書ならびに説明書類の作成等、事務負担が増大することが見込まれる。したがって、既に勧誘行為を完了しており、国内の投資家からの出資を得られなかったにもかかわらず、廃止の届出を行っていないといった事実上の廃業状態にある特例業務届出者については、遅くとも経過措置期間内(2016年8月31日まで)に、廃止届出の提出を検討する必要がある。

⁷¹ 現行法第198条の6第7号

⁷² 法第197条の2第10号の8

⁷³ 法第197条の2第10号の9、第198条の5、第198条の6、第205条の2の3、第208条

⁷⁴ いずれも罰金について法人の両罰規定が定められているが、本改正における改正はなされていない(法第207条)。

-
- 本ニュースレターの内容は、一般的な情報提供であり、具体的な法的アドバイスではありません。お問い合わせ等ございましたら、下記弁護士までご遠慮なくご連絡下さいますよう、お願いいたします。
 - 本ニュースレターの執筆者は、以下のとおりです。
弁護士 森下 国彦(kunihiko.morishita@amt-law.com)
弁護士 永井 和明(kazuaki.nagai@amt-law.com)
弁護士 宮本 甲一(koichi.miyamoto@amt-law.com)
 - 本ニュースレターの配信又はその停止をご希望の場合には、お手数ですが、finlaw-newsletter@amt-law.comまでご連絡下さいますようお願いいたします。
 - 本ニュースレターのバックナンバーは、<http://www.amt-law.com/bulletins2.html>にてご覧いただけます。